

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 17 日

国見町長 村上利通

国見町条例第 12 号

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（平成 23 年国見町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項本文中「令和 7 年度」を「令和 8 年度」に、「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、同項ただし書中「令和 7 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(8) 第 5 条第 1 項第 15 号及び第 6 条第 1 項第 15 号に該当する場合にあっては、令和 8 年度に決定された税額等

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(15) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項の規定による退避のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であったため、避難又は退避を行っている世帯及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯について、次の表の左欄に掲げる住所を有していた区域等の区分に応じて算定した対象保険税額に、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、旧緊急時避難準備区域の世帯、平成 26 年度から平成 29 年度まで又は令和元年度の各年度中に区域指定が解除された避難指示解除準備区域、居住制限区域若しくは帰還困難区域の世帯、令和 4 年度及び令和 5 年度に区域指定が解除された特定復興再生拠点区域の世帯又は令和 6 年度に区域指定が解除された帰還困難区域の世帯であって、世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える世帯については、この限りでない。

住所を有していた区域等	減免の割合
以下を除く区域等	全部
平成 29 年に指定が解除された避難指示解除準備区域及び居住制限区域	2 分の 1
旧緊急時避難準備区域、平成 28 年 12 月 31 日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び居住制限区域	減免なし

第6条第1項に次の1号を加える。

(15) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による退避のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であったため、避難又は退避を行っている第1号被保険者及び同法第20条第2項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた第1号被保険者について、次の表の左欄に掲げる住所を有していた区域等の区分に応じて算定した対象介護保険料額に、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、旧緊急時避難準備区域の第1号被保険者、平成26年度から平成29年度まで又は令和元年度の各年度中に区域指定が解除された避難指示解除準備区域、居住制限区域若しくは帰還困難区域の第1号被保険者、令和4年度及び令和5年度に区域指定が解除された特定復興再生拠点区域の第1号被保険者又は令和6年度に区域指定が解除された帰還困難区域の第1号被保険者であって、個人の合計所得金額が633万円以上の第1号被保険者については、この限りでない。

住所を有していた区域等	減免の割合
以下を除く区域等	全部
平成29年に指定が解除された避難指示解除準備区域及び居住制限区域	2分の1
旧緊急時避難準備区域、平成28年12月31日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び居住制限区域	減免なし

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の際に改正前の東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例第7条の規定に基づき、同条例第5条、第6条に関し町税等の減免の申請があった場合は、改正後の条例第7条の規定に基づく申請があったものとみなす。